

新潟市水道局入札等評価委員会の委員の公募に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新潟市水道局入札等評価委員会（以下、「委員会」という。）の委員の公募について、必要な事項を定める。

(定数)

第2条 公募委員の定数は、1人とする。

(応募資格)

第3条 公募により委員に応募できる者は、次の各号全てに該当する者とする。

- (1) 市内に在住する満18歳以上の者
- (2) 依頼予定日以前の3年間に建設工事又は建設コンサルタント会社の代表者、役員若しくは従業員となっていない者
- (3) 本市職員及び本市議会議員ではない者
- (4) 本市の他の附属機関等の委員ではない者
- (5) 平日昼間の委員会に出席し、発言が可能な者

(応募方法)

第4条 応募者は住所、氏名、生年月日、性別、職業（過去3年間の職歴を含む）等を記載したものに作文を添えて、郵送、ファックス、E-mail等により応募するものとする。

(選考委員会)

第5条 公募委員を選考するため「新潟市水道局入札等評価委員会公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）」を公募の都度設置する。

2 選考委員会の構成員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 公募委員以外の委員会の委員で、委員会の委員長が指名する者
- (2) 総務部長
- (3) 経営管理課長
- (4) 技術管理室長

(5) 経理課長

(選考方法)

第6条 公募委員の選考は、選考委員会において作文を審査し、委員の合議により行う。

附 則

この要領は、平成28年8月1日から施行する。